

居宅介護支援 重要事項説明書

<令和6年11月1日>

1 事業の目的及び運営方針

私達は、要介護状態になった場合においても、その利用者の皆様が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図りながら援助支援します。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないように公正中立に行います。

2 事業概要

事業所名	さいたま北部医療センター附属居宅介護支援センター
所在地	さいたま市北区宮原町1-851
電話	048-663-1671
介護保険事業者番号	1176511770
サービスを提供する地域	大宮区、北区、西区、見沼区
営業時間	月～金 午前8:30～午後5:00 土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日は お休みになります

3 職員体制

	資格	勤務	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	常勤1名	管理・相談・調査・情報提供 ケアプラン作成
介護支援専門員	介護支援専門員	非常勤1名	管理・相談・調査・情報提供 ケアプラン作成

4 利用料金

基本利用料	要介護を受けた方は、介護保険制度から全額給付されます。但し、保険料の滞納がある場合にはこの限りではありません。 要介護 1・2 の場合 1 0 8 6 単位 要介護 3～5 の場合 1 4 1 1 単位
加算料金	下記の料金については介護保険制度から全額給付されます。但し、保険料の滞納がある場合にはこの限りではありません。 初回加算 3 0 0 単位 新規に居宅サービス計画を作成する利用者、又は要介護度状態区分の2段階以上変更された利用者に対し居宅介護支援をおこなった場合 入院時情報連携加算(Ⅰ) 2 5 0 単位／月 病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 入院時情報連携加算(Ⅱ) 2 0 0 単位／月 病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。 退院・退所加算 4 5 0 ～ 9 0 0 単位／月 退院・退所にあって、病院等の専門職と面接又は電話にて連絡し、利用者に関する情報提供を受けた上で居宅サービス計画書を作成しサービス利用の調整を行った場合 緊急時等居宅カンファレンス加算 2 0 0 単位／回 ※月 2 回まで可能 病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを開催し居宅サービス等の調整を行った場合
交通費	サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です（大宮区・北区・西区・見沼区）それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要な場合があります。
解約料	お客様は、いつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

5 提供サービスの内容

- (1) サービス料の相談
- (2) 居宅サービス計画書作成の支援
- (3) 経過観察・再評価・居宅サービス計画の変更
- (4) 要介護認定等の申請にかかる援助
- (5) 施設入所への支援
- (6) 給付管理

6 苦情処理の体制

お気づきの点がありましたら、相談担当者へお気軽にご相談ください。迅速適切に対応します。国民健康保険団体連合会への申し立てを希望される場合には、申し立てに関して必要な援助を行います。

市町村が行う調査があればそれに協力し、助言・指導があれば必要な改善を行います。

お問い合わせ先

相談担当者	さいたま北部医療センター附属 居宅介護支援センター 月～金 8：30～17：00	048-663-1671
国民健康保険団体連合会	月～金 8：30～17：00	048-824-2568
さいたま市福祉部 高齢介護課	さいたま市役所介護保険課	048-829-1264
	北区役所高齢介護課	048-669-6068
	大宮区役所高齢介護課	048-646-3068
	見沼区役所高齢介護課	048-681-6068
	西区役所高齢介護課	048-620-2668
	月～金 8：30～17：15	

7. 緊急時・事故発生時の対応

訪問中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急時には速やかに主治医に連絡します。連絡困難な場合には緊急搬送など適切な処置を講じます。

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、当該利用者の家族、市町村に連絡し、必要な措置を講じます。そして損害賠償を速やかに行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に

準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	松浦 辰悟
-------------	-------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密保持

職員は正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いることについては、契約書により同意したものとしします。

10 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

居宅介護支援の提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所所在地 埼玉県さいたま市北区宮原町1-851
名称 さいたま北部医療センター附属居宅介護支援センター

説明日 令和 年 月 日

説明者 _____ 印

重要事項の説明を受け理解しました

令和 年 月 日

利用者 _____ 印

家族 _____ 印

【 利用者との関係 】